

《生徒の心得》

本校の生徒は、高校生としての誇りを持ち、他人に迷惑をかけず、常に責任と規律のある行動を心がけ、礼儀をわきまえて明るい学校生活を送るよう努力する。

1 学習について

- (1) 学習は生徒の生命であることを自覚し、全力をあげてその目標達成に努める。
- (2) 教室は常に清潔整頓に留意し、気持ちよく授業が受けられるような雰囲気をつくる。

2 登下校について

- (1) 登校、下校の際は、交通規則をよく守り、率先して交通道德を高揚するよう心がける。
- (2) 学校教育活動下での部活動や大会参加へのオートバイ乗車、四輪車等は禁止である。
- (3) オートバイ、四輪車等の制服乗車は禁止である。
- (4) 自転車通学は許可制とし、許可された生徒は本校指定のステッカーを貼るとともに、自転車保険に加入すること。また、自転車は所定の場所に置くこと。
- (5) 下校時刻は平日 19 時、休日 17 時 30 分とし、下校時刻以降の残留を必要とする場合は、関係職員の許可を得る。

3 服装・所持品について

- (1) 服装は、別に定める服装規定をよく守り、常に清潔を保ち、品位を失わないよう留意する。
- (2) 所持品は華美にわたらず、必ず氏名を明記する。
- (3) 学習に関係のない不用物品は学校に持参しないこと。

4 学校生活について

- (1) 公共物は大切に取り扱い、常に整理整頓に留意する。
- (2) 学校の備品などを使用する場合は、事前に届け出て関係職員の指導を受ける。
- (3) 体育着・上履き・体育館履きは本校指定のものを使用する。
- (4) 欠席・遅刻・早退などが前もって明らかな場合には、所定様式に基づき、事前に HR 担任に届け出る。やむを得ない場合は、保護者が必ず電話で連絡し、登校した時届け出る。
- (5) 登校時から下校時までには、許可なく校外に出てはならない。
- (6) 文書等の掲示、印刷物の配布は、必ず関係職員の承認を受ける。
- (7) 学校の内外を問わず、集会等を催すときは、事前に関係職員の承認を受ける。
- (8) 体の不調を感じた場合は、必ず関係職員の指示を受ける。

5 校外生活について

- (1) 旅行、キャンプ等については、必ず保護者の承認を得て行うとともに、事前に所定用紙で届け出て関係職員の指導を受ける。

- (2) アルバイトは望ましくないが、やむを得ない場合は、保護者の承諾を得て学校に届け出る。風紀上問題のある場所には立ち入らない。

6 交通安全運動について

神奈川県では高校生の交通事故を防止するために、いわゆる「スタートかながわ」を推進しています。この運動の理念は次の3点です。

(1) 生命尊重 命を大切にす

生命の尊さと交通事故の責任及び交通ルールとマナーの重要性を自覚してこれを尊重するとともに、交通社会の一員として、思いやりと責任ある行動が常にとれるようになる。

(2) 遵法精神 ルールを守る

主に自転車及び二輪車等の運転者として安全に道路を通行するために必要な総合的知識と技能を習得する。

(3) 思いやり 相手のことを考える

道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を高める。

本校ではこの運動の趣旨にのっとり、交通安全教育に取り組んでいます。なお、二輪車等の免許を取得した場合は、学校に届け出ること。また、交通事故にあった場合は、所定の用紙で速やかに学校に届け出ること。

7 その他

- (1) いかなる場合でも暴力をふるってはいけない。
(2) 不必要な金銭の徴収や貸し借りをしてはならない。

《服装の規定》

- (1) 制服は本校指定のものとし、必ず規定のバッジをつけること。ワイシャツは白無地とする。
(2) コート類は派手でないものとする。
(3) 男子のネクタイ、女子のリボン・ネクタイは学校指定のものとする。
(4) 頭髪については、清潔を保ち、本校生としてふさわしい髪形とする。(パーマ、染色は禁止する)
(5) 靴下は派手でないものとする。
(6) アクセサリーは禁止する。
(7) 5月から10月には夏服(指定)も可。シャツは白無地ワイシャツまたは白無地ポロシャツとする。無地のベスト・カーディガン・Vネックセーターを着用してもよい。色については、白、黒、紺、茶、グレー、ベージュとする。
(8) 女子のズボン着用も可とする。(男子用ズボン着用も可)